

事業計画（宮城県女川町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	12地区海岸
被災した地区海岸数	10地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	10地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

雄勝湾：T.P. 6.4m（対象津波：明治三陸地震）

女川湾：T.P. 6.6m（対象津波：明治三陸地震）

牡鹿半島東部：T.P. 6.9m（対象津波：明治三陸地震）

万石浦：T.P. 2.6m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定※済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう

④ 平成24年度における成果

・4地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成25年度の成果目標

・7地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成24年度までに着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

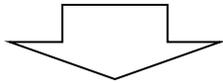
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長(m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定						H24予算での実施内容	H25年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載	
				被災前現況高(m)	被災後復旧高(m)		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了				左記の実施状況
女川町	指ヶ浜漁港	73	護岸	3.13	6.40	—	H23.12	H26.3	策定予定	H26.4	着工予定	H27.3	完了予定		背後の復興計画の策定・調整等	
女川町	御前漁港	654	堤防、護岸、防潮堤	3.43	6.40	完了	H23.12	H26.3	策定予定	H26.4	着工予定	H28.3	完了予定		背後の復興計画の策定・調整等	
女川町	竹浦漁港	305	胸壁	3.43	6.60	—	H23.12	H26.3	策定予定	H26.4	着工予定	H28.3	完了予定		背後の復興計画の策定・調整等	
女川町	浦宿	286	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.8	策定済み	H24.11	着工済み	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
女川町	針浜	909	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.8	策定済み	H24.11	着工済み	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
女川町	猪落	222	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.8	策定済み	H24.8	着工済み	H26.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 本工事	本工事	
女川町	女川港嶺山	427	護岸、防波堤	4.43	4.43	—	H23.11	H24.7	策定済み	H24.7	着工済み	H28.3	完了予定	本工事等	本工事	
女川町	女川港富白	238	胸壁、その他(水門、陸閘、樋門)	4.03	6.60	—	H23.11	第2四半期	策定中	H25d第3四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計、背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
女川町	女川港横浦	219	護岸、胸壁、その他(水門、陸閘)	4.03	6.60	完了	H23.11	第2四半期	策定中	H25d第3四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計、背後の復興計画の策定・調整等	本工事	
女川町	女川港歯石原	167	胸壁、その他(水門、陸閘)	4.03	6.60	—	H23.11	第2四半期	策定中	H25d第3四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計、背後の復興計画の策定・調整等	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

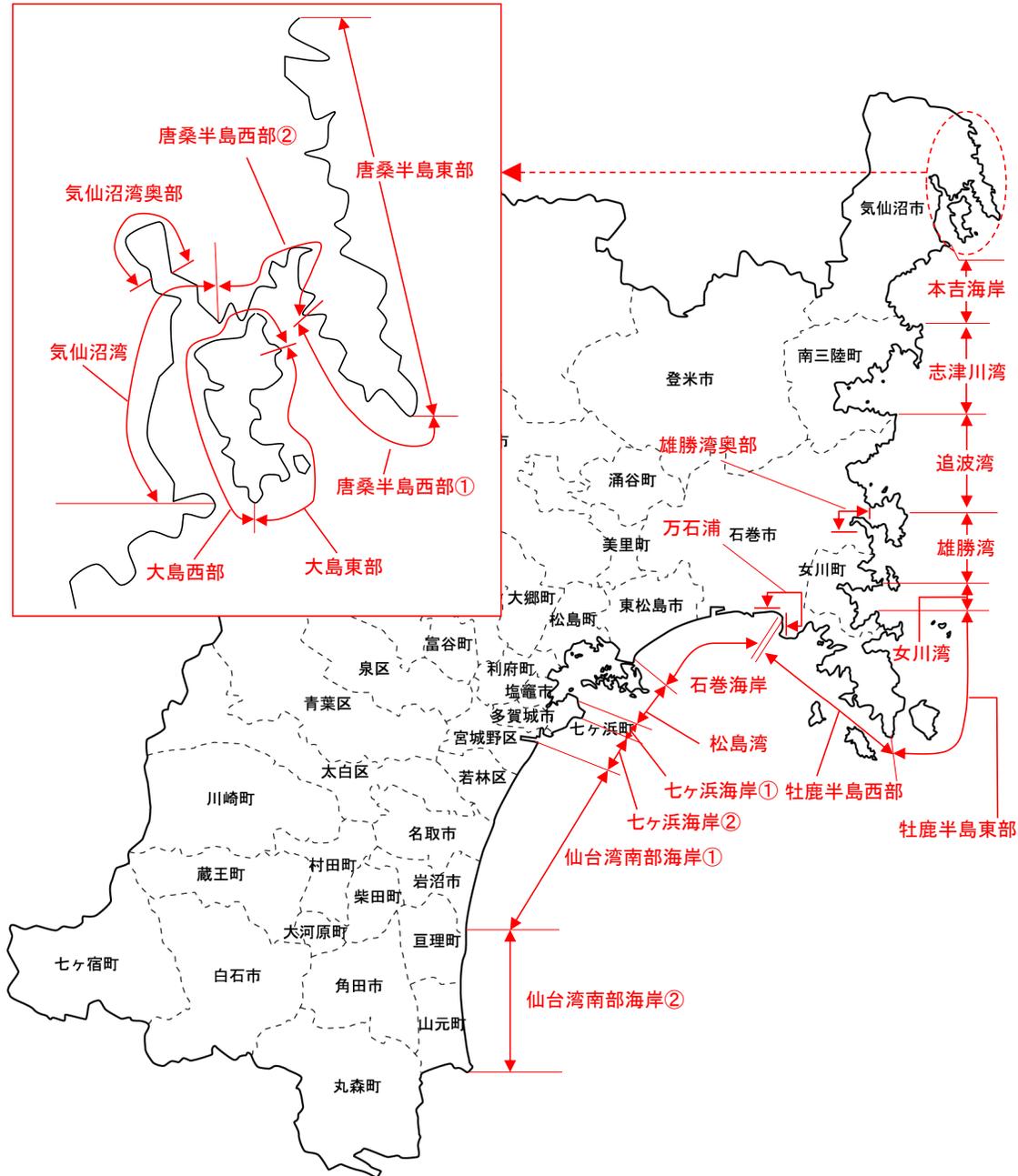
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系女川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、2箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成24年度内は、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手。

なお、女川町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成25年度に、新たに1箇所^{※2}で本復旧に着手予定。

また、平成25年度内に1箇所^{※2}で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度における成果

- ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手（累計1箇所）

- ④ 平成25年度の成果目標

- ・ 新たに1箇所^{※2}で本復旧に着手予定
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り

平成25年度末まで : 1箇所（累計1箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 漁港

① 被害状況

漁港数：13漁港

被災漁港数：13漁港

② スケジュール

女川町内の各被災13漁港において、平成24年度末時点で、部分的に陸揚げ機能が回復している。

今後、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

4. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<女川町立学校>

東日本大震災により被災した町立小中学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫負担事業により2校については整備し復旧した。

平成24年度に本町全ての学校の統廃合を行い、小学校1校、中学校1校とした。そのため、昨年度整備予定だった5校中3校については、廃校としたため今後の施設の復旧予定はない。

<県立学校>

女川町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、平成24年度に復旧した。

② 公立社会教育施設

<女川町立社会教育施設>

東日本大震災により被災した下記社会教育施設等のうち、①については、避難所にもなったことから平成23年度中に事業に着手、完成済み。

②・③・④については、全壊。⑤については、津波の被害はなかったものの、地震の被害が大きく、取り壊した。

⑥については、一部廃止され、仮設住宅が建設された施設は今後の復興計画策定により施設の変更又は廃止が見込まれる。

- ① 女川町勤労者青少年センター
- ② 女川町公民館
- ③ 女川町公民館御前分館
- ④ 女川町生涯教育センター
- ⑤ 女川町江島自然活動センター
- ⑥ 総合体育館以外の体育施設

5. 土砂災害対策

- ①最大震度6弱を観測した女川町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。

6. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 537 千トン（津波堆積物は無し）が発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ概ね搬入した。

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物 98%を仮置場へ搬入済み。一次仮置場として使用していた土地のため、撤去できなかった建物基礎や所有者の意思確認に時間を要しており未解体となっている損壊家屋については、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、平成 25 年 6 月末までを目途に完了させる。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 411 千トン（77%）の処理を実施した。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物の処分を平成 24 年 12 月で終えており、木くず、コンクリート、土砂等の再利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で需要を踏まえつつ平成 25 年 6 月末までを目途に完了させる。

工程表(宮城県女川町)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28 以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	● 計画堤防高さの公				<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 応急対策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 施工準備 </div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す) </div> </div>																
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 応急対策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 施工準備 (堤防設計等) </div> </div>				<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本復旧 </div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; padding: 2px;"> (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、町策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。) </div> </div>																
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ← 出水期 → </div>																					
3. 下水道対策	※宮城県流域下水道(石巻東部浄化センター)に記載																				
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 23年10月にがれき撤去完了 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 13漁港で部分的に陸揚げ機能が回復 </div> </div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;"> 27年度までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す </div>																
5. 復興まちづくり (1)学校施設等 幼稚園・小中高等学校等 <町立学校>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;"> 校舎等の本格復旧 </div>																				
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																					

	H23				H24				H25				H26				H27				H28 以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
<県立学校>																					
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																				
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																					
<町立社会教育施設>(公立社会体育施設を含む)																					
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の復旧																				
甚大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧	施設の復旧																				
6. 土砂災害対策																					
	土砂災害危険箇所点検等																				
	<small>(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。</small>																				
7. 災害廃棄物の処理																					
	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																				
	(その他の災害廃棄物)																				
	(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)																